

議案第17号

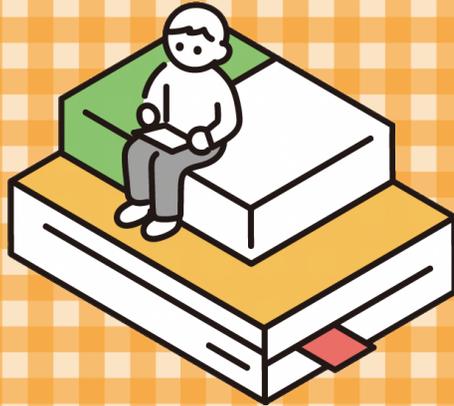
鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第5次計画）の策定について

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第5次計画）の策定について、別紙のとおり議決を求めます。

令和7年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン 第5次計画



令和7年●月
鳥取県教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をよりよく生きていく力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。

鳥取県教育委員会では、「鳥取県教育振興基本計画」の基本理念「自立して心豊かに 幸せな未来を創造する ふるさとととりの人づくり」のもと、社会情勢の変化に対応でき、幸せや生きがいを感じながら自らの未来を切り拓いていける力を持った子どもたちの育成に取り組むとともに、平成16年4月に「子どもの読書活動推進ビジョン（第1次計画）」を策定し、平成21年3月に第2次計画、平成26年3月に第3次計画、平成31年3月に第4次計画を定め、子どもの読書活動の充実に向けて様々な取組を行ってきました。

第4次計画期間中には、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（鳥取県読書バリアフリー計画）の策定や「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」の改訂等を行い、読書環境の整備を推進し、家庭、地域、学校での読書活動のより一層の充実を図りました。

一方で、この間には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校が臨時休業となったり、公立図書館が子ども向けの行事を中止したりする等、子どもたちの学校図書館や公立図書館の利用が制限される事態が起きました。さらに、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備、SNS等によるコミュニケーションの多様化、新聞を購読しない家庭の増加等による新聞離れ、大人の読書離れ等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、「令和5年度鳥取県子どもの読書活動に関するアンケート調査」によると、学年が上がるに従って読書をしなくなる傾向や公立図書館や学校図書館を利用しなくなる傾向が見られ、子どもの視点に立った取組が必要であることや、障がいのある子どもや日本語を母語としない子ども等の多様なニーズに対応した資料の充実が必要であること等の課題が明らかとなりました。

そこで、これまでの取組の成果と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、第5次計画では、「すべての子どもが読書に親しみ、心豊かな経験を通して生きる力をはぐくむ」を基本理念として、家庭、地域、学校等が連携し、すべての子どもに読書の機会を保障する読書環境の整備を進めます。

鳥取県教育委員会では、学校、市町村をはじめとする関係機関や民間団体の皆様と連携を図りながら、子どもたちの生涯にわたる読書習慣の形成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、鳥取県教育審議会生涯学習分科会委員兼鳥取県社会教育委員の方々をはじめ、貴重な御意見をいただきました県民の皆様にご礼申し上げます。

令和7年3月

鳥取県教育委員会
教育長 足羽 英樹

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン 第5次計画 目次

第1章 第5次計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 子どもの読書活動の意義…………… 1
- 3 第5次計画の基本理念・ビジョン・方針…………… 2
- 4 子どもの読書活動を取り巻く状況…………… 3
 - (1) 子どもの読書活動の状況
 - (2) 国と本県の動き

第2章 第4次計画期間中の取組の評価 6

- 1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実…………… 6
 - (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
 - (2) 地域における子どもの読書活動の推進
 - ・公立図書館
 - ・民間団体等
 - ・特別な支援が必要な子どもへの支援
 - (3) 学校等における子どもの読書活動の推進
 - ・幼稚園・認定こども園・保育所等
 - ・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校
 - ・特別支援学校
- 2 子どもの読書活動を支える人の育成等…………… 1 1
- 3 子どもの読書活動推進のための啓発・広報…………… 1 1

第3章 子どもの読書活動推進のための方策 1 2

- 【方針1】すべての子どもが読書に親しむ機会を保障する環境づくり…………… 1 2
- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
 - (2) 地域における子どもの読書活動の推進
 - ①公立図書館（県立図書館、市町村立図書館）における取組
 - ②公民館、児童館等における取組の推進
 - ③民間団体等における取組の推進
 - ④特別な配慮を必要とする子どもへの支援
 - (3) 学校等における子どもの読書活動の推進
 - ①幼稚園・認定こども園、保育所等
 - ②学校
 - ア 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校
 - イ 特別支援学校

【方針2】子どもの読書活動を支える人材の育成……………	19
(1) 司書教諭、学校司書、図書館職員等の配置と専門性の向上	
(2) 幼稚園教諭・保育教諭・保育士の子どもの読書活動に対する理解や技能の向上	
(3) 公民館・児童館職員等の子どもの読書活動に対する理解や技能の向上	
(4) 読書ボランティア等への支援	
【方針3】子どもの読書活動の普及啓発……………	21
(1) 「子ども読書の日」等に合わせた啓発・広報の実施	
(2) 発達段階等に応じたおすすめ本の紹介と活用の促進	
(3) 子どもの読書活動推進事例や優良事例の発信	

第4章 推進体制の充実 22

- 1 県の推進体制の充実
- 2 市町村との連携・協力体制の充実
- 3 民間団体等との連携・協力

第5章 目標値 23

資料編

- 鳥取県内図書館一覧
- 子どもの読書活動をめぐる国と本県の動き
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議
- 文字・活字文化振興法
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- 令和5年度子どもの読書活動に関するアンケート調査結果



第1章 第5次計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

鳥取県では、平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律¹」（平成13年法律第154号。以下、「法」という。）に基づき、平成16年4月に「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第1次計画」を策定し、おおむね5年ごとに改訂を行っています。

この第5次計画（以下、「計画」という。）は、鳥取県の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、本県の子どもの読書活動推進のためのビジョンを掲げ、その実現に向けた方針と取組の方向性を示すものです。

令和7（2025）年度から概ね5年間、鳥取県教育委員会は本計画に基づき、関係機関と連携しながら子どもの読書活動を推進します。また、計画の中間年には取組を点検・評価し、必要に応じて見直し等を行いながら着実に子どもの読書活動の充実に向けて取り組めます。

2 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（法第2条）です。

幼い子どもには、読み聞かせ等を通じて一緒に言葉の世界へいざなってくれる大人の存在が必要です。大人が子どもに寄り添って本を読んだり、子どもと一緒に読書の時間を過ごしたりすることにより、子どもは自然に読書の楽しみを知り、読書への興味と意欲を高めることができます。

ひとりで本が読めるようになった子どもは、読書活動により自ら学ぶ楽しさや知る喜びを得るとともに、学校図書館や公立図書館、書店、あるいはGIGAスクール構想²により配備された1人1台端末等で本と出会い、司書教諭³、学校司書⁴、図書館職員等の支援や本から得た知識等を生かして、多様な人々と協働しながら主体的に学び、問題を発見・解決する力を身に付けることができます。そして、読書活動により多くの知識や経験等を得た子どもは、デジタル化の進展や少子高齢化の進行等、目まぐるしい速さで変化する社会や複雑で予測困難な事態にも対応できる人間へと成長することができます。

このように、読書活動による子どもの豊かな成長を育むためには、乳幼児期から発達段階や特性等に応じて、大人が子どもの読書活動を支援する必要があります。

また、子どもが本に関心を持ち、読書を身近なものとして感じられるようにするためには、文学に加え、自然科学・社会科学の本や図鑑、新聞等の資料を読み深めることができる環境を整えることも重要です。さらに、本や新聞、雑誌などで活字に親しむのはもちろんのこと、漫画、CD、DVDを活用したり、電子書籍等のデジタル技術を利用したりする等、様々なツールを用いることで、子どもが読書への興味と意欲をより高めることも期待できます。

以上のように、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動は、子どもが様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくための資質や能力を育む上で不可欠なものです。

¹ 子どもの読書活動の推進に関する法律 … 資料編5頁に掲載。

² GIGAスクール構想 … 児童生徒1人1台端末・高速大容量通信ネットワークにより、多様な子どもたちに個別最適化され創造性を育む教育を、全国の学校現場で実現させる文部科学省の構想のこと。（GIGAとは「Global and Innovation Gateway for All」の略）

³ 司書教諭 … 学校図書館法第5条第1項に定められた職で、学校図書館の専門的職務を掌るもの。司書教諭の講習を修了した教諭等をもって充てることとされており、学級数が合計12学級以上の学校には必ず司書教諭を置かなければならない。

⁴ 学校司書 … 学校図書館法第6条第1項に定められた職で、専ら学校図書館の職務に従事する。

⁵ 電子書籍 … 紙に印刷された書籍（雑誌を含む）ではなく、電磁的に記録された情報のうち、従来の書籍を置き換える目的で作成されたコンテンツのこと。タブレットやスマートフォン等の電子端末で読むことのできる書籍。

3 第5次計画の基本理念・ビジョン・方針

基本理念

すべての子どもが読書に親しみ、心豊かな経験を通して生きる力をはぐくむ

ビジョン

- すべての子どもが自分の興味・関心に合った本に出会い、楽しみながら自主的に読書に親しむことで、生涯にわたる読書習慣を身に付けていきます。
- すべての子どもが読書を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、急激に変化する社会を生きていくための人間性や社会性を育てていきます。
- 家庭・地域・学校等が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

方針

【方針1】 すべての子どもが読書に親しむ機会を保障する環境づくり

すべての子どもが、好きな時間に好きな場所で、本に親しむことができるようにするためには、読書環境の整備や資料の充実が必要です。子どもの発達段階や、障がいの種類や程度、特性等の多様なニーズに応じた読書活動を保障するため、家庭・地域・学校等が中心となって環境づくりに取り組みます。

【方針2】 子どもの読書活動を支える人材の育成

子どもが積極的、自発的に読書活動を行う意欲を高めるため、司書教諭、学校司書、図書館職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、読書ボランティア等、子どもと本を結びつける人材を育成するとともに、公立図書館や学校図書館等を活用した子どもの読書活動推進への理解促進に努めます。

【方針3】 子どもの読書活動の普及啓発

子どもが本に親しむためには、大人自身が子どもにとっての読書活動の意義や重要性を理解することが必要です。子どもの読書活動に対する県民の理解を深めるため、効果的な普及啓発を促進し、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運を醸成します。



4 子どもの読書活動を取り巻く状況

(1) 子どもの読書活動の状況

鳥取県教育委員会では、県内の子どもの読書活動に関する現状や課題等を把握するため、「令和5年度子どもの読書活動に関するアンケート調査」（以下、「アンケート」という。）を実施しました。

このアンケートの結果から、年長児の保護者の9割が、子どもに読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりしている一方、家庭での読み聞かせ等をまったく行わない家庭もあり、家庭における子どもの読書活動の二極化が見られました（図1）。生涯にわたる読書習慣を形成するためには、乳幼児期から、保護者が子どもの読書活動について理解を深めることが必要であると考えます。

また、小学生・中学生・高校生では、学年が上がるに従い不読率⁶が高くなることや（図2）、読書が好きな割合が減ることが明らかになりました（図3）。

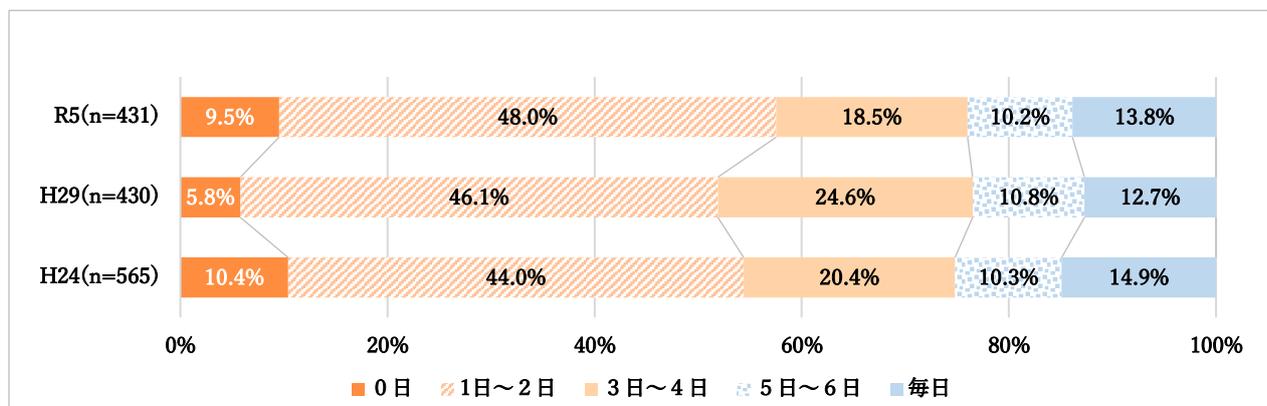
小学生に比べて読書離れが進む傾向にある中学生・高校生では、本を選ぶ際は、映画やドラマになった本やSNS⁷で話題になった本を選ぶ傾向が見られることから（図4）、中学生・高校生の視点に立った読書のきっかけづくりを行うことが必要であると考えられます。

さらに、小学生・中学生・高校生は、学校図書館や公立図書館を利用する割合も、学年が上がるに従い減る傾向があります（図5）。一方で、学校図書館を利用する理由については、小学生・高校生では「授業で行くから」との回答が多いことから（図6）、学校図書館を活用した読書活動は、子どもが本に親しむ経験を積む上で有効であると考えられます。（アンケート結果は資料編12頁に掲載。）

■ 令和5年度子どもの読書活動に関するアンケート調査結果（抜粋）

※ n = 有効回答数

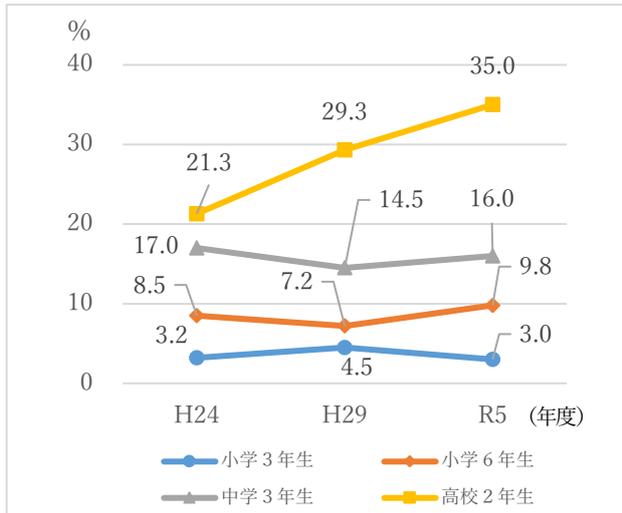
【図1】 年長児の保護者が1週間のうちに家庭で読み聞かせや子どもと一緒に本を読む日数の割合



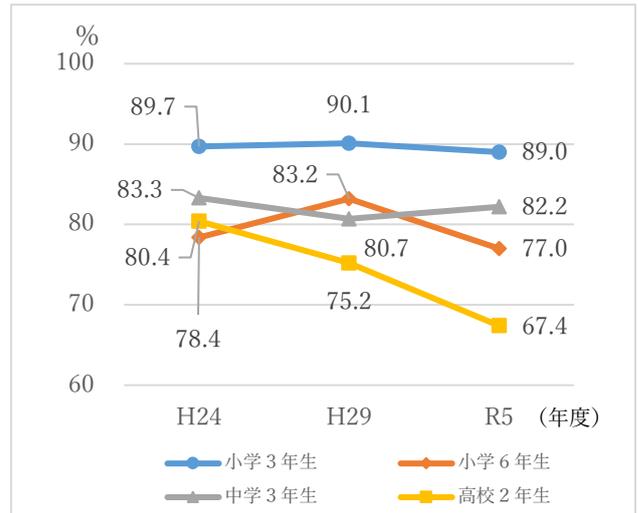
⁶ 不読率 … 1か月間にまったく本を読まない割合

⁷ SNS … 「Social Networking Service」の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイト（ホームページのサービスを提供しているシステム等）の会員制サービス。主なものは、LINE（ライン）、X（エックス）、Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）、TikTok（ティックトック）等がある。

【図2】1ヶ月間にまったく本を読まない児童生徒の割合



【図3】読書が好きな児童生徒の割合

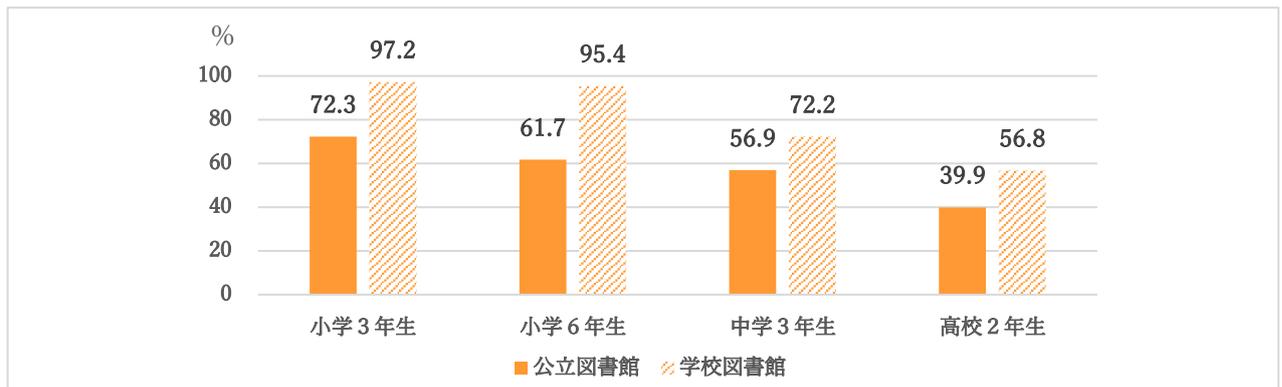


【図4】本の選び方（問「あなたはどのように本を選んでいきますか」に対する回答）

回答の割合が多い順（上位3位まで）（複数回答可）

	小学3年生(n=394)	小学6年生(n=439)	中学3年生(n=399)	高校2年生(n=451)
1	自分の好きな本 (89.1%)	自分の好きな本 (92.5%)	自分の好きな本 (89.5%)	自分の好きな本 (86.5%)
2	友だちにすすめられた本 (24.1%)	友だちにすすめられた本 (31.4%)	友だちにすすめられた本 (33.1%)	TikTok やインスタグラム等のSNSで話題になった本 (36.1%)
3	・図書館の人や図書室の先生にすすめられた本 ・映画やドラマになった本 (いずれも 14%)	映画やドラマになった本 (22.3%)	TikTok やインスタグラム等のSNSで話題になった本 (32.3%)	映画やドラマになった本 (23.1%)

【図5】図書館に行く児童生徒の割合



【図6】学校図書館に行く理由

回答の割合が多い順（上位3位まで）（複数回答可）

	小学3年生(n=381)	小学6年生(n=419)	中学3年生(n=288)	高校2年生(n=256)
1	図書館には読みたい本があるから (80.3%)	図書館には読みたい本があるから (67.1%)	図書館には読みたい本があるから (58.0%)	授業で行くから (44.1%)
2	授業で行くから (42.3%)	授業で行くから (43.9%)	教室の近くにあるから (19.4%)	図書館には読みたい本があるから (36.7%)
3	教室の近くにあるから (15.2%)	その他 (11.2%)	授業で行くから (19.1%)	図書館で宿題や勉強をするから (22.3%)

(2) 国と本県の動き

第4次計画（平成31年3月策定）以降の、子どもの読書活動に関する国や本県の主な動きは次のとおりです。（資料編2頁には、平成9年度以降の子どもの読書活動をめぐる国と本県の動きを掲載しています。）

年月	国	県
令和元年6月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）の公布・施行	
令和3年2月 令和3年3月		「鳥取県学校教育情報化推進計画」の策定 「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（通称：鳥取県読書バリアフリー計画）の策定
令和4年1月	第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定	
令和4年3月		「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」の改訂
令和5年3月	第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定	・「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の改訂（第3次改訂） ・「学校図書館活用ハンドブック」の改訂
令和5年4月 令和6年3月	「子ども基本法」の施行	・「鳥取県教育振興基本計画」（2024年度～2028年度）の策定 ・「鳥取県学校教育DX推進計画」（令和6年度～9年度）の策定

第2章 第4次計画期間中の取組の評価

1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

主な取組

- 乳幼児の保護者に読み聞かせの大切さを伝えたり、家庭での読書活動を働きかけたりするため、キャンペーンを実施する等、保護者への啓発を行いました。
 - 保護者研修会に鳥取県子ども読書アドバイザー⁸を派遣
 - 児童生徒を対象に読書感想文や絵てがみを募集する「今こそできる！じっくり読書キャンペーン」の実施
 - 乳幼児健診等の機会に絵本をプレゼントするブックスタート⁹とフォローアップ事業の実施 等
- 図書館では、子どもの発達段階に応じたおはなし会を実施する等、子どもが読書に親しむ機会を提供しました。
 - 乳幼児・保護者を対象としたおはなし会の開催
 - 「子ども読書の日¹⁰」（4月23日）、「文字・活字文化の日¹¹」（10月27日）に合わせた行事や図書展示を実施 等

課題

- アンケートによると、ブックスタート事業等で配布された絵本を活用していない家庭が平成29年度に実施したアンケートより12.3ポイント増加しました。（H29：4.3%→R5：16.6%）
また、家庭で1週間のうちに年長児の子どもに読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりしなかった割合は約1割（9.5%）で、平成29年度のアンケートと比較すると、3.7ポイント増加しました。（H29：5.8%→R5：9.5%）
- 家庭における子どもの読書活動の定着に向け、読書や読み聞かせの重要性について、保護者への理解を一層深めていく必要があります。スマートフォン等の普及によりSNSを利用する保護者も多いことから、SNSを効果的に活用し、より多くの保護者に子どもの読書活動に関する情報を届けることや、出前図書館¹²の実施等により、家庭環境等によらず、子どもが本に親しむ機会を増やし、子どもや保護者が読書への興味・関心を高めることができる取組が必要です。

⁸ 鳥取県子ども読書アドバイザー … 子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験を持つ人材として鳥取県教育委員会が認定した者。幼稚園・認定こども園・保育所、小学校等の保護者研修会、読み聞かせボランティアの研修会等で、読み聞かせや選書の大切さなどについての講演や読み聞かせの実演などを行う。

⁹ ブックスタート … 生まれる前の両親学級や乳幼児健診の機会に、すべての乳幼児と保護者に絵本を手渡し、親子で一緒に絵本を読む大切さ等を伝える事業。

¹⁰ 子ども読書の日 … 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたもの。法第10条第1項で、4月23日と定められている。

¹¹ 文字・活字文化の日 … 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするために設けられたもの。「文字・活字文化振興法」第11条第2項で、10月27日と定められている。

¹² 出前図書館 … 県内で開催されるイベントや研修会等に図書館職員が図書館資料を持って出向き、本の貸出等を行う。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

■ 公立図書館

主な取組

- 全国に先駆けて「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画¹³」(以下、「鳥取県読書バリアフリー計画」という)を策定し、アクセシブルな書籍¹⁴を充実させたり、デジタル社会の進展に合わせて電子書籍を導入したりする等、図書館の機能強化を図りました。
 - アクセシブルな書籍等や読書を支援する機器(拡大読書器等)の充実
 - 電子書籍の導入(県立図書館、鳥取市立図書館)
 - 発達段階に応じたブックリストの作成・配布
 - 新刊児童図書の全点購入を実施(市町村立図書館等が児童書の選書に活用)
 - 近隣図書館での県立図書館資料の受取や市町村立図書館間の相互貸借システムの構築
 - 多様な国の言語や文化を学ぶことができる講演会の開催
 - 多様な言語に対応した児童書の整備 等
- 子どもが図書館を知り関心を高める取組を実施し、図書館の利用を促進しました。
 - 「子ども読書の日」等に合わせたイベントの開催
 - 図書館の活用法や調べものをするための知識や技術等を学ぶ「鳥取県ジュニア司書養成講座」の開催
 - 県立図書館と市町村立図書館が連携し、図書館が第3の居場所(サードプレイス¹⁵)であることを周知する「図書館=居場所!？」キャンペーンの実施 等
- 図書館職員等を対象にした研修会を実施し、専門性の向上に取り組みました。

課題

- アンケートによると、年長児の保護者で、公立図書館を「利用しない」と回答した割合が約3割(34.8%)あり、利用しない理由として「幼稚園・保育所・認定こども園で本を借りられるから」が6割(60.2%)、「借りたり返したりするのが面倒だから」が5割(54.0%)と高くなりました。また、児童生徒が月に1回以上公立図書館を利用する割合は、学年が上がるに従って減る傾向がみられます。なお、公立図書館を利用する理由として、小学生では「図書館には読みたい本があるから」が7割(小学3年生:74.7% 小学6年生:71.7%)、中学生・高校生は「図書館で宿題や勉強をするから」が5割(中学3年生:50.4% 高校2年生:51.7%)となり、学年が上がるに従い、公立図書館を利用する理由に変化が見られます。
- 図書館への利用を促進するために、県立図書館や市町村立図書館では、SNSを活用して幅広く広報を行う等、図書館を利用されない方も意識した情報発信が必要です。
- 障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子ども等、図書館の利用に際し困難を抱えている子どももいます。学校等と連携し、すべての子どもが本に親しむことができる環境づくりを行うことが重要です。
- 社会のデジタル化の進展により、図書館においてもDX¹⁶への対応が求められています。

¹³ 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画 … 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、本県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めたもの。通称「鳥取県読書バリアフリー計画」という。

¹⁴ アクセシブルな書籍 … 点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等の視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍、及び音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、マルチメディアデイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等のこと。

¹⁵ サードプレイス … 自宅をファーストプレイス(第1の居場所)、職場や学校をセカンドプレイス(第2の居場所)とし、そのどちらでもない居心地の良い環境や場・空間のことで、例えば図書館、喫茶店、公民館、自治会などの居場所をいう。

¹⁶ DX … 「Digital Transformation」の略。デジタル技術を利用した変革のこと。

■ 民間団体等

主な取組

- 県と鳥取県書店商業組合、鳥取県図書館協会の共催により、中学生・高校生の不読率の低減を目的とした「中学生・高校生ポップ¹⁷コンテスト」を実施し、優秀作品を県内の書店や図書館で展示しました。
- 市町村立図書館では、読書ボランティア向けの研修会を実施したり、読み聞かせに必要な資料を提供したりする等、ボランティア活動を支援しました。

課題

- アンケートによると、児童生徒が公立図書館を利用しない理由として、「本は買って読むから」と回答した割合が中学生5割（中学3年生：47.7%）、高校生4割（高校2年生：41.3%）であり、特に中学生・高校生にとっては、書店は読みたい本と出会う身近な場所となっていることから、地域に根ざした子どものための読書環境を充実させるためには、図書館等と書店との連携を推進していくことが求められます。
- 社会全体で子どもの読書活動を推進するためには、読書ボランティアとの連携、協働も不可欠です。読書ボランティアは子どもに本の魅力を伝える重要な存在であることから、読書ボランティアが必要な知識を得るための研修の機会や活動の場が得られるよう、読書ボランティアと公立図書館、学校、行政等が連携を強化していくことが求められます。

■ 特別な支援が必要な子どもへの支援

主な取組

- 全国に先駆けて「鳥取県読書バリアフリー計画」を策定し、関係機関と連携しながら、特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実を図りました。
- 県立図書館では、障がいの種類や程度、特性等に関わらず、すべての子どもが生涯にわたって読書に親しむことができるよう取組の充実を図りました。
 - アクセシブルな書籍や読書を支援する機器（拡大読書器等）を充実
 - 絵本の読み聞かせに手話通訳のついた「手話で楽しむおはなし会」を開催
 - 特別支援学校の児童生徒に図書館活用講座やオンラインによる図書館見学等を実施 等

課題

- 「令和6年度鳥取県の特別支援教育」（鳥取県教育委員会）によると、小中学校で2,000人を超える児童生徒が特別支援学級で学んでいます。
また、「令和6年度学校基本調査」（文部科学省）によると、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校に在籍する外国人児童生徒数は100名を超えています。
- 個々のニーズに合った読書活動を推進するためには、障がいの種類や程度、特性等に配慮した資料や外国語（母語）で書かれた資料、やさしい日本語で書かれた資料等の充実が必要です。
また、紙資料とあわせてデジタル資料を活用する等、学校と公立図書館が連携を強化し、資料の充実や利用促進に取り組む必要があります。
- 読むことに困難さのある子どもへの読書推進には、アクセシブルな書籍の充実とともに、教職員や図書館職員による読書支援が必要です。教職員や図書館職員による読書支援の方法について理解を深めるための研修の実施等、関係者の専門性向上を図る必要があります。

¹⁷ ポップ … 書店の店頭等で見られる、短い文で本の内容や魅力を伝えるカードのこと。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

■ 幼稚園・認定こども園・保育所等

主な取組

- 幼稚園、認定こども園、保育所等（以下、「園等」という。）では、職員や読書ボランティアによる子どもたちへの絵本の読み聞かせや、家庭への絵本の貸出等を積極的に行い、子どもの読書活動を推進しました。
 - 職員や読書ボランティアによる絵本の読み聞かせの実施
 - 貸出のできる絵本コーナーの設置
 - 保護者等を対象とした研修会の実施 等

課題

- 園等によって蔵書数や絵本等を購入するための予算が異なるため、園児が本に親しむ環境に格差が生じています。絵本を活用した保育等の実践事例の収集や、絵本を手に取りやすくするための絵本コーナーの工夫等、優れた実践事例を共有し、園等での読書活動を推進する必要があります。
- アンケートによると、園等での子どもの読書活動の推進における課題として「読み聞かせ等に関する職員研修の充実」や「園等で購入する絵本や児童書の選書」が挙がっており、職員の読み聞かせに関する知識や発達段階に応じた絵本の選び方等の研修が求められています。

■ 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校

主な取組

- 一斉読書¹⁸や、中学生・高校生を対象にした読書に関するコンテストの実施等、児童生徒の読書習慣の確立のための取組を進め、アンケートでは中学3年生の読書が好きな割合が向上（H29：80.7% → R5：82.2%）する等の成果がありました。
 - 一斉読書の実施（R5 実施率：小学校 99.2%、中学校 96.4%、高等学校 70.8%）
 - 司書教諭と学校司書による図書館オリエンテーションの実施
 - ビブリオバトル¹⁹（高校生対象）やポップコンテスト（中高生対象）の実施 等
- 「とっとりデジタルコレクション²⁰」の児童生徒の利用を促進するため、子ども向けマニュアルを公開しました。
- 公立学校には、学校規模にかかわらず、司書教諭を配置しました。加えて、県立学校に学校司書を配置しました。

【司書教諭・学校司書の配置状況（令和5年5月1日現在）】

公立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校）100%

出典：《司書教諭》 鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課、小中学校課調べ

《学校司書》 令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査（文部科学省）

¹⁸ 一斉読書 … 10分から15分程度の短い時間を活用して、児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を一斉に実施すること。

¹⁹ ビブリオバトル … 発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ書評会。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

²⁰ とっとりデジタルコレクション … 鳥取県立公文書館、鳥取県埋蔵文化財センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館の4館が所蔵する様々な資料をデジタル化し、インターネットで閲覧することができるシステム。

課題

- 「令和5年度学校教育実施状況調査」（鳥取県教育委員会）によると、多くの学校で一斉読書を実施していますが、朝自習や朝の活動時間には読書以外の活動も行われており、時間の確保が難しくなっています。一斉読書のみならず、学級文庫の設置により児童生徒が休憩時間等を利用して本に親しむ環境を整える等、学校全体で読書活動を推進していく必要があります。
- 県立図書館では学校図書館を活用した実践事例を収集していますが、ICT²¹を活用した事例やDXの取組事例が少なく、情報収集に努める必要があります。
- 学校図書館の蔵書のデータベース化も進んでいますが、児童生徒の学びを充実するための学校図書館のDXが期待されます。
- アンケートによると、学校において障がいに対応したアクセシブルな書籍や外国にルーツを持つ児童生徒が母語で読むことができる資料等が十分に整備されているとは言えないため、公立図書館等と連携し、子どもの多様なニーズに対応できる資料の充実を図ることが必要です。

■ 特別支援学校

主な取組

- 司書教諭及び学校司書を配置し、授業での図書館活用や季節に応じた図書展示等を行い、学校全体で読書に親しむ環境を整備しました。
- 県立図書館によるアクセシブルな書籍の貸出や、読書ボランティアとの連携によるおはなし会の実施等、学校・公立図書館・読書ボランティア等が連携し、児童生徒の障がいの種類や程度、特性等に応じて読書に親しむことができる支援の充実を図りました。
 - 県立図書館による特別支援学校向けの貸出用図書セットの整備
 - 学校図書館支援センター²²による特別支援学校への訪問相談の実施
 - 読書ボランティアによるおはなし会やブックトーク²³の実施 等

課題

- マルチメディアデイジー²⁴やLLブック²⁵等、児童生徒の障がいの種類や程度、特性等に応じたアクセシブルな書籍の充実が求められます。
- 児童生徒の障がいの種類や程度、特性等に応じた読書活動を推進するため、関係機関との情報共有を促進し、公立図書館等と連携した読書活動の充実を図る必要があります。
- アクセシブルな書籍は読むことに困難さのある子どもへの読書推進に重要なものです。これらの資料の種類や活用事例等について児童生徒や読書活動を支援する教職員等へ周知し、利用を促進する必要があります。

²¹ ICT … 「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術のこと。

²² 学校図書館支援センター … 学校図書館の活用により児童生徒の主体的に学ぶ力を育成するため、平成27年度に鳥取県立図書館に開設。学校図書館支援員兼指導主事と専門性の高い司書等を構成員とし、就学前から高等学校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を推進する。

²³ ブックトーク … 本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

²⁴ マルチメディアデイジー … 本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を付加したもの。章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加しているほか、音声を同期させることで、読み誤りなく作成できる。

²⁵ LLブック … 誰もが読書を楽しめるように、ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使う等工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」。

2 子どもの読書活動を支える人の育成等

主な取組

- 司書教諭を対象にした研修や、司書教諭・学校司書をはじめとする教職員を対象とした「学校図書館活用教育普及講座（県立図書館主催）」等を実施し、子どもの読書活動を支える人材の専門性の向上を図りました。
- 上記の研修会開催にあたっては、夏季休業中に県域ごと（東・中・西部）の3会場で行ったり、非集合型の遠隔研修を実施したりする等、参加者の利便性に配慮しました。
- 鳥取県子ども読書アドバイザーを対象とした研修会を実施し、アドバイザーのスキルアップや新規養成を行いました。

課題

- 集合型の研修では、司書教諭・学校司書・図書館職員等の勤務体制や雇用形態等の理由により参加が困難な場合があるため、オンラインでの参加を可能とする等、研修内容に合わせて参加しやすい配慮が必要です。
- 司書教諭と学校司書は互いの役割を認識し、学校図書館を運営・整備することが求められています。学校図書館の役割について共通の認識を持ち、学校での読書活動を推進するために一緒に学ぶ機会が必要です。

3 子どもの読書活動推進のための啓発・広報

主な取組

- 県立図書館と市町村立図書館は、図書館への来館を促すキャンペーン「図書館へ行こう！キャンペーン」を実施し、子どもが図書館に来館し、読書に親しむ契機となる取組を行いました。
- 子どもが本を手取る契機となる優れた取組事例等を県立図書館のホームページに公開しました。
 - 県立図書館や市町村立図書館では、おはなし会や「子ども読書の日」・「こどもの読書週間²⁶」（4月23日～5月12日）等に合わせたイベントを実施
 - 県立図書館と市町村立図書館で連携し「図書館へ行こう！キャンペーン」を実施
 - 県立図書館では発達段階に合わせて読み聞かせにおすすめの本を紹介するブックリストを作成
 - 学校図書館の授業実践の取組を学校図書館支援センター（県立図書館）のホームページで公開 等
- 関係機関が連携し、子どもの読書習慣の定着を目的とした取組を行いました。
 - 読み聞かせの大切さを啓発するポスターやリーフレットの作成・配布
 - 子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた啓発「心とからだいきいきキャンペーン」の実施 等

課題

- 家庭・地域・学校が連携して子どもの読書活動を推進するために、効果的な啓発や取組を行い、子どもの読書活動の重要性について理解促進に努める必要があります。特に、子どもの読書活動への関心が薄い家庭等にも必要な情報が届くよう、工夫して取り組む必要があります。

²⁶ こどもの読書週間 … 子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとる願いから、1959年に始まる。2000年の「子ども読書年」を機に、現在の4月23日～5月12日（約3週間）となった。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

【方針1】すべての子どもが読書に親しむ機会を保障する環境づくり

すべての子どもが、好きな時間に好きな場所で、本に親しむことができるようにするためには、読書環境の整備や資料の充実が必要です。子どもの発達段階や、障がいの種類や程度、特性等の多様なニーズに応じた読書活動を保障するため、家庭・地域・学校等が中心となって環境づくりに取り組みます。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭の役割

- 家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、子どもの望ましい生活習慣の定着を図る最も大切な場所です。子どもの生涯にわたる読書習慣を形成するためには、乳幼児期から子どもが日常生活の中で自然に本と親しむことができる環境をつくることが重要です。保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりする等、子どもにとって身近な存在である保護者の関わりが欠かせません。
- 子どもの読書習慣を形成するためには、子どもへの働きかけとともに、保護者が読み聞かせや読書の重要性について理解を深め、保護者自身も日頃から読書に親しむことが大切です。

取組の方向性

保護者への啓発

- ◆ ブックスタートや、ブックスタートフォローアップ事業等の取組を始めとして、妊娠期を含む乳幼児保護者に絵本を手渡す活動を推進します。
- ◆ 家庭での読み聞かせや読書の重要性について理解を促すため、保護者を対象とした研修会等に鳥取県子ども読書アドバイザーを派遣します。
- ◆ 家庭における読み聞かせや読書への関心を高めるため、出前図書館の実施、大型集客施設におけるイベントの開催等、保護者への啓発を行います。

公立図書館の利用促進

- ◆ 乳幼児から参加できるおはなし会の実施や発達段階に応じたおすすめ本の紹介等、図書館で子どもが本と親しむ様々な機会を提供します。

子どもと本の出会いの場の提供

- ◆ 図書館や公民館、児童館等の子どもの身近にある場所で本に親しむ場の提供を進めます。

家庭教育支援等の取組との連携

- ◆ 「鳥取県家庭教育推進協力企業制度²⁷」を活用した家庭での読書活動の推進等、企業の協力も得ながら子どもの読書活動を推進します。
- ◆ 子育て支援担当部局等と連携し、図書館や読書に関わる情報を発信する等、多様なニーズに対応した読書推進に努めます。
- ◆ 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で子どもの読書活動が推進されるよう、地域の人材を活用した家庭教育支援チーム²⁸等の取組を推進します。

家庭での取組事例についての情報提供

- ◆ 家庭における子どもの読書活動推進に関する取組について、インターネットやSNSを活用する等、効果的な手段により保護者への情報提供に努めます。

²⁷ 鳥取県家庭教育推進協力企業制度 … 企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに取り組む企業と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進する制度。

²⁸ 家庭教育支援チーム … 子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まり。地域で子育てや家庭教育の相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座等の学習機会、地域の情報等を提供したりする。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

① 公立図書館（県立図書館、市町村立図書館）における取組

公立図書館の役割

- 図書館は、誰でも自由に利用し、読書を楽しむことができる場所です。本県では全市町村に公立図書館が設置されています。設置率 100%の自治体は全国で5県のみです。
- 図書館は、家庭や学校以外で子どもが本に親しむことができる重要な場所であり、地域における子どもの読書活動の中核的な役割を果たすことが求められています。
- 保護者にとって図書館は、自分自身の読書体験が得られるだけでなく、子どもの読書や本について専門的な知識を持つ司書に相談することができる場所です。
- 図書館ではサピエ図書館²⁹をはじめとする録音図書³⁰等の提供が進んでいます。活字による読書に困難を感じている子どもの多様なニーズに対応することができることから、重要な取組のひとつです。
- 少子高齢化の進展や価値観の多様化等、課題が複雑化する社会において、図書館は、子どもが自由な時間を過ごすことができる第3の居場所（サードプレイス）としての役割が注目されています。

取組の方向性

子どもと本の出会いの場の提供

- ◆ 図書館職員や読書ボランティアによるおはなし会の開催や、発達段階に応じたおすすめ本の紹介等により、子どもが本と出会う機会を提供します。また、このような図書館の活動を広く周知するため、ホームページやSNS等を活用した広報を推進します。
- ◆ 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」等に合わせた子どもの読書活動を推進する関連行事の実施を推進します。
- ◆ 図書館見学や司書体験等、子どもが図書館に来館し、図書館の活動を学び、読書への関心を高める取組を推進します。
- ◆ 電子書籍サービス等の非来館型サービスの充実や ICT 等を活用した情報発信等、子どもを含めた利用者の利便性の向上を目指し、図書館の DX を推進します。

障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子ども等への取組の充実

- ◆ さわって楽しむ本、写真や絵でわかりやすく書かれた本、デージー図書³¹等、障がいの種類や程度、特性等の多様なニーズに配慮した資料の収集に努めます。
- ◆ 外国にルーツを持つ子どもが読書に親しむとともに、日本の子どもも多様な言語や文化への理解を深めることができるよう、外国語で書かれた資料や、やさしい日本語で書かれた資料等の充実、職員研修の実施等に努めます。

第3の居場所（サードプレイス）としての周知

- ◆ 家庭でも学校でもない居心地の良い場所（サードプレイス）としての図書館の魅力や役割について理解を促進するとともに、「子ども食堂³²」や生活困窮家庭等に対する学習支援を行う団体等への本の貸出を進めることで、様々な家庭環境にある子どもの図書館の利用を推進します。

²⁹ サピエ図書館 … 目で文字を読むことが困難な方に対して、点字図書や録音図書をはじめ、様々な情報を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

³⁰ 録音図書 … 朗読など音声を CD 等の録音媒体に記録した資料。

³¹ デージー図書 … デージーとは視覚障がい者や印刷された本などを読むことが困難な方のために開発された電子図書の国際的な規格。音声で聞くことができるデージー録音図書と音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデージーがある。

³² 子ども食堂 … 子どもやその親、及び地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や暖かな団らんを提供するための日本の社会活動のこと。

図書館サービスの充実

- ◆ 県立図書館の物流システム³³を活用し、県内どこにいても近くの図書館で迅速に資料を受け取れるしくみを継続して行います。
- ◆ 県立図書館は、利用者からの資料相談（レファレンス）や読書相談等に応じるとともに、新刊児童図書の購入や子どもの読書に関する情報の収集、提供に努めます。また、市町村立図書館等における児童図書等の計画的な整備と充実を支援します。

② 公民館、児童館等における取組の推進

公民館、児童館等の役割

- 公民館は、地域住民の学習拠点であり、世代間交流等の場としての役割も担っています。読書ボランティアによるおはなし会等、地域住民による読書推進の活動が行われている公民館もあります。
- 児童館は、児童に対し遊びを通して、健康の増進や情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設です。子どもに遊びの場を提供したり、保護者と一緒に参加できる様々なイベント等が開催されています。児童館には図書室の設置が義務付けられています。
- これらの施設は、地域住民の身近にあり、気軽に訪れることができる場所であることから、子どもの読書活動の推進において一翼を担うことが期待されています。
- 社会課題が複雑化する中で、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所が求められており、公民館や児童館等は、地域のニーズや特性を踏まえた居場所としての役割が注目されています。
- 子どもが本と親しむことのできる場所として、子どもが訪れやすい図書コーナーの設置や児童図書をはじめとする資料の整備、読書ボランティアによるおはなし会の実施等、活動の一層の充実が期待されます。

取組の方向性

子どもが読書に親しむ機会の提供

- ◆ 公立図書館と連携し、子どもが利用できる資料の充実を推進します。
- ◆ 職員や読書ボランティアによる読み聞かせやおはなし会等、子どもが読書に親しむ活動を推進します。

読書環境の整備

- ◆ 子どもが気軽に読書に親しむことのできる図書コーナーの設置等、読書環境の充実を推進します。

第3の居場所（サードプレイス）としての取組

- ◆ 様々な家庭環境にある子どもが気軽に利用し、読書にも親しむことのできる場の提供を推進します。

③ 民間団体等における取組の推進

民間団体等の役割

- 読書ボランティア団体等は、園等・学校・図書館・公民館・児童館と連携し、おはなし会を開催する等、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供する重要な存在です。
- 全国的に書店が減少する中で、書店が1つもない自治体が増加していますが、地域の書店は子どもにとって本と出会う場であり、園等・学校・公立図書館等の蔵書構築、新刊情報の提供やブックハンティング³⁴への協力等、子どもの読書活動の推進に欠かせない存在です。園等・学校・公立図書館や地域の書店等との連携により地域に根差した読書環境の充実に取り組むことが期待されています。

³³ 県立図書館の物流システム … 鳥取県立図書館の資料を貸出希望のあった県内の各種図書館や関係機関等へ届けるしくみのこと。

³⁴ ブックハンティング … 生徒等が実際に書店に行き、学校図書館の蔵書に加えたい本を選ぶ選書ツアーのこと。